

令和2年

目黒区教育委員会

第12回定例会会議録

(令和2年3月31日開催)

第12回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 令和2年3月31日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	関根義孝
	教育委員会教育長職務代行者	櫻井道雄
	教育委員会委員	後藤幸子
	教育委員会委員	笹尾敦夫
	教育委員会委員	松村真理子

出席職員	教育次長	秋丸俊彦
	教育政策課長（学校統合推進課長兼務）	
		山野井 司
	学校ICT課長	今村茂範
	学校運営課長	濱下正樹
	学校施設計画課長	鹿戸健太
	教育指導課長	竹花仁志
	教育支援課長	酒井 宏
	統括指導主事	寺尾千英
	統括指導主事	片山順也
	生涯学習課長	千葉富美子

書記		小野塚 幸隆
		森 高 健二郎

(議事日程)

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 4 号 | 目黒区教育委員会事務従事幹部職員の異動について |
| 日程第 2 | 議案第 1 5 号 | 労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則を廃止する規則 |
| 日程第 3 | 議案第 1 6 号 | 目黒区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 4 | 議案第 1 7 号 | 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 5 | 議案第 1 8 号 | 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 6 | 議案第 1 9 号 | 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 7 | 議案第 2 0 号 | 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 8 | 議案第 2 1 号 | 目黒区立図書館処務規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 9 | 報告事項 | 令和 2 年第 1 回区議会定例会中の予算特別委員会での教育委員会に係る質問の答弁(要旨)について |
| 日程第 1 0 | 報告事項 | 令和 2 年度における学校の空間放射線量及び学校給食放射性物質の測定について(案) |
| 日程第 1 1 | 報告事項 | 令和 3 年 4 月開設の小学校内学童保育クラブの追加整備等について |
| 日程第 1 2 | 報告事項 | 令和 2 年度の区立小・中学校の教育活動等について(新型コロナウイルス感染拡大防止対応) |
| 日程第 1 3 | 報告事項 | 令和 2 年度第三者評価の実施について(案) |
| 日程第 1 4 | 報告事項 | 区立学校等の合理的配慮に関する法律相談の令和元年度実施状況及び令和 2 年度実施予定について |
| 日程第 1 5 | 報告事項 | 令和 2 年度めぐろ歴史資料館の企画展について(案) |

資料配布

- ・令和 2 年 5 月行事予定
- ・令和 2 年度教育行政運営方針

- ・令和2年度目黒区立学校（園）の主な行事予定について
- ・めぐろ歴史資料館・文化財だより「つどい第15号」

(午前10時00分開会)

- 教育長 令和2年第12回目黒区教育委員会定例会を開会いたします。
本日の欠席委員はおりません。欠席職員は八雲中央図書館長で
す。署名委員は、笹尾委員です。
それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 議案第14号 目黒区教育委員会事務従事幹部職員の異動につ
いて)

- 説明員 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等はありませんか。
特にないようですので採決を行います。
本件に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第14号は原案どおり可決します。
次に日程第2を議題とします。

(日程第2 議案第15号 労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公
務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則を廃止する規則)

- 説明員 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等はありませんか。
特にないようですので採決を行います。
本件に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第15号は原案どおり可決します。
次に日程第3を議題とします。

(日程第3 議案第16号 目黒区立学校の管理運営に関する規則の一部を
改正する規則)

- 説明員 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等はありませんか。
特にないようでしたので採決を行います。
本件に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第16号は原案どおり可決します。
次に日程第4を議題とします。

(日程第4 議案第17号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則)

- 説明員 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等はありませんか。
特にないようでしたので採決を行います。
本件に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第17号は原案どおり可決します。
次に日程第5を議題とします。

(日程第5 議案第18号 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則)

- 説明員 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等はありませんか。
特にないようでしたので採決を行います。
本件に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第18号は原案どおり可決します。
次に日程第6を議題とします。

(日程第6 議案第19号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則)

○説明員 (資料により説明)

説明に続いて、前回委員からご質問をいただきました内容についてお答えをさせていただきます。

退職日と会計年度任用職員の任用開始日が引き続かない場合は、この規定の対象にはなりません。期末手当につきましては、各基準日に在職する職員に支給するものでございますが、基準日1か月以内に退職した職員等につきましても、期末手当を支給する取扱いとなっております。このため、幼稚園教育職員が基準日1か月前までに退職をし、日数を空けて会計年度任用職員となった場合は、幼稚園教育職員としての期末手当と、会計年度任用職員としての期末手当がそれぞれの在職期間に応じて支給されるものでございます。しかし、退職日と会計年度任用職員の任用開始日が引き続いた場合につきましては、幼稚園教育職員として在職した期間を会計年度任用職員として在職した期間とみなす取扱いとなっておりますので、現実には会計年度任用職員として在職していない期間の期末手当が支給されることとなります。そのため、本規則におきまして、退職日と会計年度任用職員の任用開始日が引き続く場合、その職員の幼稚園教育職員としての期末手当を支給しないこととするものでございます。

○教育長 この件についてご質問等はございませんか。
特にないようですので採決を行います。
本件に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第19号は原案どおり可決します。
次に日程第7を議題とします。

(日程第7 議案第20号 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則)

○説明員 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はございませんか。

特にないようですので採決を行います。
本件に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第20号は原案どおり可決します。
次に日程第8を議題とします。

(日程第8 議案第21号 目黒区立図書館処務規則の一部を改正する規則)

○説明員 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等はありませんか。
特にないようですので採決を行います。
本件に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第21号は原案どおり可決します。
次に日程第9を議題とします。

(日程第9 令和2年第1回区議会定例会中の予算特別委員会での教育委員会に係る質問の答弁(要旨)について(報告事項))

○説明員 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等はありませんか。
特にないようですのでこの報告を受けました。
次に日程第10を議題とします。

(日程第10 令和2年度における学校の空間放射線量及び学校給食放射性物質の測定について(案)(報告事項))

○説明員 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等はありませんか。
○委員 3ページの弁当・水筒の持参についてですが、現時点で、弁当を持参している子どもは何人いますか。把握していたら教えてください。

- 説明員 弁当の持参の状況についてですが、昨年度は数名いましたが、今年度はいません。
- 教育長 資料の2ページの(1)の「食材の選定について」のイの②ですが、基準値の2分の1を超える放射性セシウムが検出された品目とあって、下線が引かれているものは、2年度から新たに加えるものとのことですが、削除する品目には、どのようなものがあるのですか。
- 説明員 削除する品目は、山菜類ではクサソテツやゼンマイ、野菜ではカブ、果実類ではクルミです。国の検査の状況に応じて、追加と削除を行ってございます。
- 教育長 削除する品目も記載しなければ、毎年度品目が増えていると誤解されると思うのですが、いかがでしょうか。
- 説明員 教育長のご指摘のとおり、誤解を招くおそれがありますので、品目の表記につきましては、今後修正したいと思います。
- 教育長 その他ご質問等ございますか。
特にないようですのでこの報告を受けました。
次に日程第11を議題とします。

(日程第11 令和3年4月開設の小学校内学童保育クラブの追加整備等について(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等はございませんか。
特にないようですのでこの報告を受けました。
次に日程第12を議題とします。

(日程第12 令和2年度の区立小・中学校の教育活動等について(新型コロナウイルス感染拡大防止対応)(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等はございませんか。
- 委員 全学年が午前授業ということですが、学童保育クラブでの受入れなど、子どもたちの午後の過ごし方についてはどのような対策を検討されているのでしょうか。
- 説明員 この件につきましては、子育て支援課にも情報提供しておりますので、学童保育クラブなどの対応については、子育て支援課で

検討することとなります。

- 委員 詳細や具体的な内容は決まっていないということでしょうか。
- 説明員 子育て支援課で検討すべき事項ですので、はっきりしたことは申し上げられませんが、基本的には、学童保育クラブで対応すると聞いております。
- 教育長 その他ご質問等ございますか。
特にないようですのでこの報告を受けました。
次に日程第13を議題とします。

(日程第13 令和2年度第三者評価の実施について(案)(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等はございませんか。
- 委員 第三者評価の実施は大切なことだと思いますが、その評価規準は、公的機関が作成したものを採用しているのでしょうか。
- 説明員 評価する項目につきましては、文部科学省の学校評価ガイドラインの中に多数示されております。学校評価ガイドラインでは、その項目の中から、必要なものを採用して評価を行う方向性までが示されており、評価する項目については、その示されたものを参考に選んでおります。ただ、評価規準につきましては、これまでの第三者評価の実施の中で定めたものを採用しております。
- 委員 客観的に学校を評価することは、学校側にとっても意義のあるものだと思います。この第三者評価は、中学校区ごとに行っていますが、中学校区ごとで視察に行く評価者が異なると思います。以前、中学校区ごとの評価に大きなバラつきが生じたことがありましたが、そのことは第三者評価検証委員会で話題になりましたか。また、公平な評価を行うために、同一人物が全ての中学校区を視察することはありますか。
- 説明員 第三者評価検証委員会では、平成30年度の第三者評価のときに、指導主事が2人同行し、評価項目、評価規準を揃えたヒアリングシートによりヒアリングし、評価を行うことで、それぞれの評価者の間で差異なく評価が行われたことを確認し、この方法により公平な評価の実施が見込めることが話し合われました。ですので、今後はこの方法により実施することとし、同一人物による全ての中学校区の視察は、考えてございません。
ただ、ヒアリングにつきましては課題もございまして、平成3

0年度の第三者評価では、時間の都合上、評価項目、評価規準に関する質疑のみしか行うことができず、改善点を明らかにする旨の質疑や助言を行うことができませんでした。令和2年度に実施するヒアリングでは、校長への事前のヒアリングを基に、改善点を明らかにする質疑や助言を行う時間を確保すべきだと第三者評価検証委員会で意見があったところでございます。

○委員 評価シートにより、公平性を確保できると思いますが、学校の課題を解決するため、学識経験者を活用する趣旨を校長に理解してもらえるよう取り組んでください。また、評価の際は、引き続き指導主事にも同行してもらい、この事業を実施し、その結果、見直すべきことを報告してください。

○説明員 次年度にこの評価を実施する際にも、指導主事が同行する予定でございます。また、評価項目、評価規準を揃えたヒアリングシートによる第三者評価ですが、毎年度全校の3分の1ずつしか実施しておりませんので、全校の評価を行ってから、この事業の改善を図っていくべきであるという意見もございました。ですから、評価方法については本年度と同様の方法により行い、ヒアリングシートの有効活用などの改善策については別途検討していきたいと考えております。

○委員 私の職場は、第三者評価機構により、3年に1回評価されまして、その評価は、評価規準に基づき行われ、その評価規準を達成した割合に応じてA評価、B評価、C評価とされています。

この目黒区の評価は、統一された評価規準を達成しているかどうかを第三者が評価するものではなく、ヒアリングシートや質疑により各学校の課題を抽出し、その課題を解決することを目的としているのでしょうか。

○説明員 この第三者評価は、学校が自己評価をし、それについて学校関係者が評価規準に基づき評価を行い、改善していくというものでしたが、A評価となるケースが多く、学校の課題が見えにくいことから、更なる改善を行うため、評価規準に基づく評価と専門知識を有する学識経験者からの助言を併せて行うことといたしました。学識経験者の助言は、校長にとって有益なもので、喜ばれております。ただ、ヒアリングにおいて、評価規準に基づく評価のための時間と、学識経験者から助言をいただくための時間をどのように配分するかにつきましては、今後事業を実施しながら、検討していきたいと考えてございます。

○委員 この評価は、文部科学省が示した統一の評価規準を達成しているかどうかを第三者が評価するものなのか、それとも目黒区の学校が行った自己評価に対して、より適正な評価となるよう改善するために評価するものなのか。どのような趣旨で行っているのでしょうか。

○説明員 文部科学省からは、統一の評価規準は示されておりません。第三者評価自体も、必ずやらなければならないものではありません。

○委員 資料の1ページに評価規準の明確化と書いてありますが、これが学校に対する評価規準の明確化という意味であれば、目黒区が学校教育に対して一番大切にしていることや学校教育で目標としていることを評価規準に組み込む必要があると思います。評価規準の明確化はとても大切なことですので、ぜひ検討していただきたいです。

○説明員 第三者評価につきまして、様々なご意見をいただきまして、ありがとうございます。ご意見を踏まえた上で、今後もその内容を検討していきたいと思っております。

 第三者評価につきましては、学校の運営の改善について、校長が第三者からの意見をいただくことによって、これまで見落としていた視点に気付き、改善を進めていくための一助として必要なものであると考えております。委員のおっしゃるとおり、一定の評価規準を設け、それを達成しているかどうかを評価することは大事な視点だと思います。実際、前年度まではそのように実施していましたが、その評価方法により、多くの学校がA評価となり、各学校の課題が見えにくいという問題点が指摘されました。今後は、ヒアリングシートを事前に校長に提供し、各評価項目に沿って自己点検を行ってもらい、その上でヒアリングを行うという方法にする予定です。自己点検の評価が良くない項目については、ヒアリングの中で、問題点を追及し、その解決方法について評価委員から助言をいただきます。

 また、特色ある学校づくりを進めるに当たって、学校それぞれの実態がありますが、それぞれの教育資源を確認し、それを活用し、よりよい学校をつくるために、学識経験者からのご意見は貴重なものだと思います。ですので、学校それぞれの課題についても、第三者の評価者からもご意見をいただき、それを改善に活かしていくことが大事であると思います。

 これまで評価規準を示しながら、その達成状況について評価し

ていましたが、校長それぞれが抱える学校の課題に対して、評価委員からご意見をいただき、活かしていくことができるよう今年1年検討してきました。客観性を保つための評価方法と各学校の特色に応じた課題の解決を行う取組はどちらも大事だと思いますので、バランスを取りながら、これからも検討を進めていきたいと考えてございます。

○委員 この評価規準は、目黒区が学校教育に対して一番大切にしていることや学校教育で目標としていることが組み込まれた評価規準であり、この事業において、学識経験者による学校への助言を充実させたいということですね。よく分かりました。

○教育長 その他ご質問等ございますか。
特にないようですのでこの報告を受けました。
次に日程第14を議題とします。

(日程第14 区立学校等の合理的配慮に関する法律相談の令和元年度実施状況及び令和2年度実施予定について(報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はございませんか。

○委員 相談回数が記載されていますが、この数字は、増加傾向にあるのでしょうか。

また、令和2年度の実施予定日が記載されていますが、この実施予定日以外でも、緊急の場合は、対応していただけるのでしょうか。スクールロイヤーの配置については、全国的に話題になっているところですが、件数が増えるようであれば、スクールロイヤーの配置も考えていかなければいけないと思いますので、お答えいただけますか。

○説明員 まず、相談件数でございますが、平成30年度は計18件で、今年度と同数となっております。

また、この実施予定日に相談の予約が入らない場合には、相談は休みになりますけれども、この日程以外にも、都合がつく場合は、随時、相談を希望する学校に訪問していただくよう臨機応変に対応しております。

○委員 資料の項番1の「目的」には、「目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づく合理的配慮のため、法律相談事業を実施する旨が記載されていますが、相談内

容を見ますと、障害やその医療的ケアのことに限らず、学校で起こる様々な法律に関連する問題についても、相談を受けているという印象を受けました。このように相談内容が多岐にわたるのであれば、スクールロイヤーの需要もありますし、相談回数や相談弁護士の人員を増やすことも必要だと思うのですが、事務局の見解はいかがでしょうか。

○説明員 事務局といたしましては、学校での様々な問題には、特別な支援を要する子どもに関する問題も含まれているのではないかという視点をもって相談を受け、支援しております。

相談件数については例年と同数であり、また、キャンセルにより利用のない日程もあることから、現状の人員で対応できておりますので、現時点では増員をする予定はございません。

○教育長 その他ご質問等ございますか。
特にないようですのでこの報告を受けました。
次に日程第15を議題とします。

(日程第15 令和2年度めぐろ歴史資料館の企画展について(案)(報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はございませんか。
特にないようですのでこの報告を受けました。

資料配布

- ・令和2年5月行事予定
- ・令和2年度教育行政運営方針
- ・令和2年度目黒区立学校(園)の主な行事予定について
- ・めぐろ歴史資料館・文化財だより「つどい第15号」

○教育長 その他なにかございますか。
以上で本日の定例会を閉会します。

(午前11時20分閉会)